

総理大臣の命令によつて行なわれる治安出動、それから八十一条一項、二項の規定による都道府県知事の要請によつて内閣総理大臣の命する治安出動、この三者を含めて出動時、こういうふう

に解釈いたしております。

○石橋(政)委員 それはわかつてゐるのです。おそろくそうだろうと思つてゐるのですが、いわば密接不可分の関係にある自衛隊法といふことも、この防衛庁法とは直接連うわけですね。従つてそのところを自衛隊法の関係法規をここに明記しておくべきじゃないかということをお尋ねしたのですが、これは事務当局で……。

○加藤政府委員 お尋ねの御趣旨はよくわかるのでありますが、これは自衛隊法の中で出動という言葉を使つておられますのは、先ほど長官のおつしやいました三カ条でございまして、大

体防衛庁設置法の方で出動時と書きま

すところ、その意味合は了解できるといふ趣旨で、単に出動時というふうにしたわけでございます。

○加藤政府委員 この第二十二条に、この第一項の場合におきましては内閣総理大臣が特別の部隊を編成する。第二項の場合におきましては長官が特別の部隊を編成することができるといふに、条項によりまして分けておるわけでございます。

○石橋(政)委員 防衛出動、治安出動、それから要請による治安出動、そういうものは内閣総理大臣が指示することになつてゐるわけですが、さう

いつた場合の特別の部隊の編成について、内閣総理大臣が直接やるというのが私には理解しにくいのですが、さういふ部隊の編成まで直接内閣総理大臣がやるわけですか。直接やるとす

るか。長官でしよう。長官ということになると、別に一項と二項を分ける必要は出てこないのじゃないか。結果的には同じことになつてくるんじゃないか。一項についても長官をして何々させる、さういふ形がとられるべきじゃないかと思つてゐるのですが、何かほかに意味があるわけですか。

○加藤政府委員 この第二十二条の第一項に書いておられます特別の部隊の編成につきましては、七十六条の防衛出動の場合、七十八条の命令による治安出動の場合、八十一条の要請による治安出動の場合でございまして、いずれもこれは内閣総理大臣の命令によりまして出動を命ずる場合でございまして、部隊の編成の法律上の規定の特例を作るわけでありまして、さういふ趣旨からいたしまして、内閣総理大臣が命令いたしました出動させる部隊といふ場合には、その部隊の編成は内閣総理大臣が特別にきめ得るとい

うふうで考えたわけでありまして。○石橋(政)委員 そりするとあくまで七十六条一項、七十八条一項、八十一条二項の場合の部隊の編成まで直接総理大臣がやるという思想ですか。

○加藤政府委員 実際の手続といたしましては、防衛庁長官が担当されまして、内閣総理大臣の補佐をされるということになつてゐると思つてゐます。しかし最後の決定権者は内閣総理大臣であるといふふうな規定したのであります。

○石橋(政)委員 出動を命令するのは内閣総理大臣であることは間違ひありませんけれども、部隊を編成するのは内閣総理大臣という考え方が私にはわからぬわけですね。内閣総理大臣を直接補佐する幕僚はないわけですから、これは長官がやられる以外にはない。さうすると第一項も第二項も内容としては少しも変わらないわけですね。特別にさういふ規定を置いておく意義も全然ないわけですね。出動を命ずることを総理大臣の権限とするのは大切なこととでしよう。しかしその際における部隊の編成まで、総理大臣がやらなければならぬという理由があるとすれば、その理由を示していただきたい。

○加藤政府委員 これは一つの立法政策上の問題でございまして、必ずしも内閣総理でなければならぬというふうには思ひません。しかし事務の軽重を考へまして、総理大臣が自分で出動を命令する重大な場合でございまして、部隊の編成につきましても内閣総理大臣の権限とした方がよろしかろうといふことで、かように相なつておる次第でございまして。

○石橋(政)委員 別に格段の理由はないと私も思ひます。これは長官をして

編成させることができるとして十分だと思つて。次に、今度の自衛隊法二十二条の四項ですが、この四項でちよつと疑問が出てくるわけですね。「前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊に対する長官の指揮監督について幕僚長の行方職務に關しては、長官の定めるところによる。」とあるわけですが、第一項の場合、すなわち防衛出動、命令による治安出動、要請による治安出動、さういふ場合の編成された特別の部隊に対する長官の指揮は、今度統率の議長を通じて行なわれることになるわけですね。さうしますとこの第四項で「当該部隊に対する長官の指揮監督について幕僚長の行方職務」といふのは一体何なんですか。新たに統率議長を通じて行なうことに今度は規定する。にもかかわらず、なお各幕僚長の行方職務といふものがあるといふのがちよつとわからないので

すが、これは第一項は要らないのじゃないか、第二項だけを受ければ四項は足りるのではないかという感じを受けたのですが、このところはいかがですか。

○加藤政府委員 これは、今度挿入いたしました第三項におきましては、条文によりまして「第一項の規定により編成された部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の行動についての長官の指揮は、統率幕僚會議の議長を通じて行なう」と、さうなつておるのであります。

て、当該部隊の行動についての長官の指揮を新しい第三項できめておるわけでありまして。行政――補給とか人事管理とか、その他の面につきましては第三項の適用はないわけでありまして。やはり第四項の必要がある、かように考へております。

○石橋(政)委員 行動だけが統率議長を通じて行なわれるのであつて、その他一切は従来通り各幕僚長を通じて行なわれる、さういふふうな解釈するといふわけですね。さうするとこの統率部隊ですが、これは一人の司令官の完全な指揮下に入るといふことになるわけですか。

○加藤政府委員 統率部隊を作りました場合には、統率部隊の特別の司令官が設けられることになると思ひます。

○石橋(政)委員 その司令官は自己の所屬してゐる各幕僚に対して、それでは行動についての報告をする義務などはあるわけですか。

○加藤政府委員 行動につきましては統率幕僚會議の議長を通じて長官の指揮を受けるわけでございますから、統率幕僚會議の議長に報告する。統率幕僚會議におきまして、議長がそれぞれの幕僚長に連絡するといふことになろうかと思ひます。

○石橋(政)委員 そりしますとこの統率部隊の司令官がかりに陸幕の所屬にあつても、陸幕長に報告を行なう義務はない、一切の責任は統率議長に對してのみ負う、さういふことになるわけですか。

○加藤政府委員 この点は、新しく規定されます第三項におきましては、行動についての指揮は統率幕僚會議の議

長を通じて行なわれるというのでありますから、その面につきましては統合幕僚会議の議長の方に報告する。それ以外の行政官理というよりな面につきましても、それぞれ自分の所属する幕僚長にも報告する必要があると思ひます。

○石橋(政)委員 それでは、その統合部隊に集まつてきておる陸幕の部隊、海幕の部隊、空幕の部隊というものがあつたわけですが、その個々の部隊は行動について直接所属する幕僚長に報告の義務があるのか、あるいは責任を負うものか、この辺はどうですか。

○加藤政府委員 行動については統合幕僚会議の議長だけであると思ひます。

○石橋(政)委員 そろそろと統合部隊に所属しておる各幕僚の部隊も、直接自分の所属する各幕僚長に報告する義務はない、そういう形で完全にここに統合部隊に対する行動の指揮が統幕議長を通じて一貫して流れていくような形がとられるので、実質的に統幕の強化になるというふうに考えておられるものと了解いたします。

ところでこの統幕の強化ということ、二、三年前から世界的な傾向として行なわれておるわけでございますが、アメリカの例をとりましても、他国の例をとりましても、兵器の目ざましい発達に即応するために、指揮命令の流線化という言葉が使われておるようでありまして、作戦指揮系統を流線化して有事即応の体制をとらうというので、こういった統幕の強化というものがとられておることを了解するのでございますが、そういう措置がとられ

ておる場合、必ず、アメリカの場合でいいますと、国防大臣の権限の強化というものが相伴つておると私は思ひます。すなわち統幕が強化されればされるほど、シビリアン・コントロールの強化というよりも、あわせて十分に検討が加えられておるようには私は理解しておりません。またそうでなくてはならぬと思ひます。三軍が一体となつてこれに強力になつてくれば、これをもコントロールするシステムというものがまた強化されていかなければ、非常に問題は微妙になつてくると私も思ひます。これはどうですか、今度の日本のこの場合、統幕が強化されたけれども、シビリアン・コントロールの強化が相伴つておるというふうには理解できないのでございます。この点は何らかの措置をお考えになつておられるのかどうか、長官にお伺ひしたいと思ひます。

○西村国務大臣 今回の防衛庁設置法におけるシビリアン優位の原則はくずしてないつもりでございます。統合幕僚会議の所管の事務を変更した。そうしておつしやる通り作戦の流線型といひます。機械化、効率化をはかつていく。それによつて何ら私どもは文民優位、政治優位の原則はくずさない。防衛庁設置法のたしか二十条でございますが、内局を通じて長官を補佐し、そしてその上に総理大臣、国防会議あるいは国会の監督と申しますか、意思を十分反映していく。その基本線はくずしてない、こういうふうな考えでおります。

○石橋(政)委員 軍事はあくまでも政治の一部であり、一環であるという考え方を私どももとつておるわけでございます。いまして、政治が常に優先、指導的な立場に立つていかなければならぬというふうに考えておるわけでありまして、ところが一応いわれる政治家、これを直接補佐するところの文官というものと、いわゆる制服といふものと對比させて考えていく場合に、制服の権限がずっと強くなつてきた場合には、こちらの方が現状維持というのであつたら、これはある意味においては弱体化するといふふうに考えられないこともないと思ひます。だからこそアメリカの場合でも統幕の強化が行なわれれば、それに比例して国防長官の権限というものがぐんと大きくして、将官の任免権すら持つような形が与えられておるといふふうに私も理解しておる。現在提案されておるこの法案によりまして、統幕が強化されたという、ところが片一方のいわゆるシビリアン・コントロールのシステムというものが現状維持というのであつたら、私はこれは必ずしも強化されたとは言えないのじゃないかという感じを持つておるわけですが、法律的には、出動の場合には国会の承認を得なくちゃならないのだから、あるいは総理大臣の命令がなければ動かないのだというふうなことで、常にシビリアン・コントロールというものが論ぜられておるわけでございますけれども、私はそういう形式的な議論だけでシビリアン・コントロールというものを考えていけば、またもやあやまちを犯すおそれなきにしもあらずということをおし上げておきたいと思ひます。現に長官もある席上でそういう不安を述べておられるじゃありませんか。これはこの間もちょっと引用いたしました。三月十五日号の「政府の

憲」で奥野信太郎教授と長官が座談をしておられるときのその一節にも、あなたはその悩みと云ふより、なものをちよつと述べておられます。いわゆる政治家を直接補佐する文官といふものに人を得ない。今のような状態ではどうもシビリアン・コントロールという面に不安を感じないわけにはいかないといふことを認めておられます。ちよつとここで読んでみますと、「文官の人も最初から防衛庁に育つて文官の立場でシビリアン・コントロールをお手伝ひして、よい意味の軍事を育成するのだ」といふ落ちついた気持ちでやつていただかないと、いま文官の系統はどちらかといふと、各省からの出店になつておるもので、腰掛的で原省に帰つてしまふ。こういう形をいつまでも続けたら、おつたら、私はシビリアン・コントロールと言つておつても、それは条文上だけのこと、形式的な問題にだんだんなつていくおそれが多分にあると思ひます。

長官はこういう状態にあるから、今の防衛庁を国防省に昇格させなければだめなんだというふうな考え方を持つておるようではすけれども、それは私はいけないと思ひます。単に防衛庁が総理府の外局であるとか、あるいは国防省に昇格しなければだめだといふような、比較的形の中から論ずべき問題じゃないと思ひます。もつと真剣にこの防衛庁のいわゆる文官をどうしなくちゃならぬかといふことを考えなくちゃならぬ時期が、もはやきておると思ひます。ちよつと統幕強化といふものが制服の側でどんどん行なわれておる。これと比例してここに根本的なメスを今にして加えなければ

ば、悔いを千載に残すと思ひます。が、長官は国防省に昇格しなければお手上げだといふ考えを持つておるのですか。

○西村国務大臣 私の意見をお読みいただいて私にしろありがたいのでありますが、私自身もそれをいいかげんな気持ちで話しておるのではございませぬ。実は任内からいへば、防衛庁に入りましてから何と申しまして私も私の立場からは、自衛隊と申しますか、新国軍と申しますか、これを正しい意味で育成強化していく、同時に政治優位の原則をやはりきちつと立つていく、この意見は根底において強く持つておる人間でございします。そこで統幕強化そのものをなすほど流線型にするとか効率化するとか、内部の部隊を指揮する、行動についての指揮、これについては一本化する面が今回はかられております。しかしそれでばかりにこの統幕強化をはからないと考えまして、私はいま少しシビリアン・コントロールを人的にあるいは制度的に考えていくべきではないかというのがその意見でございします。かりに現状でも、もちろん長い十年の歳月の間に、内局にはそれぞれ各省から優秀な諸君が参つております。しかし一方、御存じの通り防衛大学卒業生というものが長い月日をかければ漸次卒業し、これが軍の中核に入つてくることは明らかであります。そこでそれが一つの、悪い言葉でいへば、集団的な意識を持つて政治を動かす場合があつてはいけません。それに対してはやはり腹の落ちついた内局といふものが将来育つて、長い来歴と長い政治との接点面においての補佐がとられるような体制に持つていかなければ

ればならない。これは統幕の強化とは何ら関係なしに、私は長い国防というものを考えた場合に、そういう方向をたどるべきだというのが私の所論でございます。従いましてその場合において、でき得るならば単に総理府の外局というような立場よりは、省というよりな立場においてシビル・コントロール、補佐する者も育成されていったらいいというのが私の所信でございます。結論的に申しますと、統幕強化と内局、他の各省から出向して参られる人は直接の関係はないつもりで、その意見を申したつもりでございます。統幕の強化はあくまでも作戦上あるいは戦術上の一つの効率化、石橋さんがおっしゃられる流線型にして能率を上げさせたい、こういう範囲内においての統幕の権限の強化でございます。その上に立つ政治優位は、現在のものを人的にもあるいはさらに制度的にもよりよくしていきたいというので、直接の関連はなしにこの意見を述べておるつもりでございます。

○石橋(致)委員 直接の関係がないとおっしゃいますけれども、私は関係がないとは思えないのです。この文官優位、政治優位、シビル・コントロールというものを完全にやっていく場合に、悪い言葉でいえば分裂支配というか、陸海空の対立を利用してそういう形でいくなら一番やりやすいでしょう。しかしそういうことをやっておつたのでは、いざという場合、軍事面から考えていった場合には役に立たない。従つて陸海空の対立をなくして、これが一体になって動けるようなシステムに持っていくことをどうしても考えなければならぬ。そうすると勢

い平時においてもどうしても力を強くしていくことになる。いわゆる文官優位という立場から考えてみても、これを押えることが非常に困難になっていくわけです。だから、押えるためにはやはり確固たる強固な組織というものを持つておらなければ、向こうが一体になればなるほど押えにくくなる。そういう意味で私は統幕の強化がはかられればはかられるほど、いわゆる文官優位の体制をくずさないような、こちら側の体制も強化されなければならぬと言っておるのです。決して私は関係ないとは思っておりません。それで長官は直接関係がないとおっしゃっておりますが、それはどちらでもいいのです。とにかくシビル・コントロールというものを真剣に考えなくてはならぬということはお認めになっておるのですから、そうしますと実質的にどういうふうにしてこれを確固たるものにしていくのか。直接政治を補佐する立場にあります文官、こういう人たちがあなたの言うように腰を落ちつけて防衛庁にどうかりとすわって、そして防衛庁の将来を考えていくようにしむけていくためにはどうしたらいいか。今のうちに各省からお役人が出てきて、何年かたったらさあ帰れたと喜んで帰っていくということではいかぬとあなたもおっしゃっておるのですから、そういうことを直すためにはどうしたらいいと長官はお考えになっておられるのか。国防省にしなければだめだと思っておられるのかというところをお尋ねしているわけです。

○西村国務大臣 統幕を強化すればシビル・コントロールを強化しなければならぬと言われますが、これはあく

までも出勤時における作戦であります。平常時から統合部隊を作つて、それによつて統幕議長に強大な権限を与えているわけではありません。いわゆるいざ鎌倉というときの部隊の運用であります。しかもそれは作戦面です。しかも行政面におきましては補給であるとか人事管理、これは全部各幕僚長に分散しております。しかも内局は現在の制度におきましては、予算なり人事その他国会関係、政府関係の折衝は全部基本は内局を通し、長官を通し、重要事項は総理大臣あるいは国防会議、最終的には国民の意思による国会によつておきめ願つておる。こういう建前でありますから、私は現状においても制度的にははなから、私に現状においても差しかえない。ただできるだけこういふものは制度だけではございませう。もちろん制度におきましては私は省昇格を熱望しておりますが、それ以上に人が現実には問題になろうと思ひます。従つて統幕議長に人を得る、あるいは各幕僚長に人を得る。なるほど内局に、現在は防衛庁が発足しまして警察予備隊以来わずか十年の歳月でございすから、学校を出て防衛庁に入つてきた人でもまだ最高幹部までくる段階ではないのであります。漸次現状におきましては私はたばな人材を育成していくべきである。その間には各省から来た方々も真剣に、たとい身分は二年なり三年の出向でありまして、やはり専心やつていただいていると思ひ、また今後もやつていただくと、長官としても指導していききたい、こういう考えでございす。

○石橋(政)委員 私もその気持はわか

りまけれども、一生懸命やつてもらつておるつもりですといふことで済まないですよ。それは来ておられる方々はいいかげんな仕事をしていると申ししているわけではございません。しかしきた方はまた大蔵省に帰つて行くのだ、通産省に帰つて行くのだといふことになりますと、やはり部内の下部統率といふことにも問題がありましよう。まして各幕に対しての威令といひますか、威厳といひますか、そういうものがうんと軽くなつてくるといふことは、常識的に考へてもわかるわけなんです。こういふものを今にして直しておかなければ大へんな問題になるのじゃないか、こう申し上げておるわけですが、さしあたって別にいい腹案もないようでごいますから、またいづれ徐々にお伺ひしてみることにしたなといひます。

それからもう一つ統率の強化の問題ですが、今長官はこれはいざ鎌倉といふときの場合のことであつて、平常のこととは別だといふようなことを言つておられますけれども、そういう考へは私は成り立たないのじゃないかと思ふ。いざ鎌倉の場合と平時の場合とは全然別だといふようなことで軍事を論じておつたら、大へんなことになると思ひます。

アメリカの場合でも思ひ起こしていただければわかると思ひますが、この統率の強化がはかられ、いわゆる統合部隊に対する指令、指揮といふものは、統率の議長を通じて行なわれるようになっておりますが、平時の段階においても、すでにいわゆる各陸海空軍の手を離れておるじゃありませんか。たとへば日本に直接関係のある太平洋軍で

すね。この太平洋軍もかつてはいわゆる海軍作戦部長の指揮、監督を受けておった。ところが現在では統幕の議長長の指揮を直接受けるシステムになっておるはずで、これは全海外駐留の米軍についても言えることであつて、欧州軍、カリビヤ軍というのは、従来陸軍参謀総長を通じていわゆる指揮、監督が行なわれておつた。それから東大西太平洋軍、地中海軍、あるいは大西洋軍、太平洋軍というよりなものは、従来海軍作戦部長を通じて指揮、監督が行なわれておつたのが、今度は直接統幕議長を通じて行なわれるようになった。あるいは戦略空軍、アラスカ軍、北米防空軍というよりなものは、従来空軍参謀総長の指揮、監督を受けておつたのが、これまた統幕議長の直接指揮、監督を受けるようになった。平時からそういうシステムをちゃんと組んで、一たん緩急に備えておるという形がとられておると思うのです。私は軍事を論ずる場合にはこうなくてはならないと思う。いざ鎌倉というときのことを考えて体系をちゃんとつておると言つても、日ごろからやはり訓練も必要であらうし、あらゆる面で習熟しなければならぬ点もありましようし、偶然と切り離しておくのでは、統幕強化もほんとうにいざ鎌倉というときに能率よく効果を上げていくかどうかという点で、多分に疑問が出てくるのではないか、全然平常時においては手は打たれておらないのですか。

○西村国務大臣　私の言葉が足りなかつたのですが、もちろん作戦時だけに統合部隊はできます。作戦の指揮命令はその際であります。しかしながら御存じの通り統合幕僚会議も作りま

す。また統合幕僚会議におきまして、作戦のそういう場合における訓練といふことが、あるいは基本計画的なものは、作戦面においては当然考へる。その意味におきましては、もちろん平素におきまして十分関係はあることは私もわかるのであります。その点は言葉が足りなくて、さっきのいさ鎌倉というの、ただそこで突然にそういうことになるということではない、ということをお断りしたくないと思ひます。

○石橋(政)委員 アメリカの国防省改組の端緒になったのは、一九五八年のアイクの教書だと思ふのですが、この中で非常にうまいことを言つておると私は思ふのです。すなわち独立の陸戦、海戦、空戦といふものは永久に去つたのだ。もしわれわれが再び戦争に巻き込まれるようなことがあれば、われわれはあらゆる兵力、三軍を全部集中し、統一したものを戦力として戦うであらう。平時の準備活動も機構のそれとその事実と合致するものとしなければならぬといふことを述べておられます。それから戦略、戦術の計画は完全に統一化され、各戦術部隊は統一部隊に編成され、それぞれの統一軍部隊は科学が生み出し得る最も有効な兵器、体系を整備し、単一の指揮官のもとに三軍の区別なく一体となつて戦う体制としなければならぬ。こういう考え方の上に立つて教書が出され、先ほどちよつと申し上げたような機構上の変革が遂げられていたと理解しておるわけですが、こういうふうなアメリカ自体が国防省改組に乗り出してきた一番大きな原因、それはいろいろあるでしょうけれども、最も一般に早わかり

する原因は何かといふと、やはり私はあの新兵器の開発にあつたという感じを受けておるわけなんです。陸軍、海軍、空軍がミサイルの開発の面においていわれる協力体制をとらないうて、いさういさうの競争をやつておる。おたずらに無用の競争をやつておる。それどころから著しくソ連に立ちおくれを来たしたのではないかと、この批判が猛然と出てきた。これではいけないといふのが一番大きな直接の端緒になつて、こういう改組が行なわれたと思ふのです。やはりこういう面が平時における新兵器の開発といふことに関係を持ってゐるわけなんです。日本の場合、開発の面でそこまではいっておらないかもしれないんですが、現にアメリカから供与を期待されておられますミサイル兵器の所管の問題については、もう争ひが起きておるわけなんです。空軍の所管にすべきだ、いや陸軍の所管にすべきだといふたような形で起きておるわけなんです。そういうものに目をふさいで、足して二で割る方式でホークは陸軍のものに、ナイキは空軍の方でと

いつたようなことでやつておつて、はたしていさ鎌倉といふときの組織はできません。統幕の強化ははかられたと言つておつていいものかどうか。私はそういうところからえりを正して、文官たる皆さん方がいかにあるべきかといふことをびしやと押えていかなければだめだと思ふのです。それからもう一つ、世界は長い間陸海空軍の対立に悩んできた。そのなかから統幕の強化といふことが必然的に出てきておる。日本の場合は、まだ誕生して日なお浅い今の段階において、いさうそのこと一足飛びに思ひ切つてこの際、陸海空軍なんという区別をなく

していさういさうのことを考えたことがおありですか、そういうことについて意義をどういさういさうに認めておられますか。

○加藤政府委員 ただいま石橋委員のお述べになりました通り、アメリカにおきましては太平洋軍あるいは欧州軍とかアラスカ軍とか、いろいろ特別の部隊を編成しておりました。昔はこれを陸軍長官あるいは海軍長官の管轄下に置いておつたのですが、最近これを全部統合参謀本部の指揮下に置いておるといふふうな、兵器の進歩というものがだんだんとそういうふうな傾向を生んできてゐることは間違いないと思ひます。ただ日本の現状について考えますと、今われわれは陸海空の自衛隊がそれぞれ相当程度と申しますか、ある程度の能力を持つてゐる、これを今度は統合して運営することを考えるべき段階に至つた、こう思ふのでございす。陸海空につきましては私どもはそれぞれ任務を与えておられます。これはこの委員会におきまして今までも何回も申し上げましたが、陸上部隊におきましてはもし上着陸といふものがあつたならばこれに対する防衛をする、または国内の警察の後援となつて治安の維持に当たる。海上につきましては沿岸の防備または機雷の掃海あるいは港灣の防備、外航、内航の護衛、それから航空自衛隊につきましては防空、それぞれの任務を与え、それぞれの任務に応じた装備をしておるのであります。これらの装備の発達によりまして、アメリカにおきましては最近御承知と思ひますが、サイミントン報告といふものが出ておりました。

て、サイミントン報告によりまして、陸海空の三軍の組織を改めまして、戦術軍、戦術軍、防衛軍、三つに分けたらいいじゃないかといふふうな意見でございす。これもなほまだ傾聴すべき点を多分に持つておるうちに私も思ひます。しかし日本の現状について考へますと、大体的な方向としては了解できるのでございす。やはりさういふものは現実にとりうすれば一番うまく運用できるかといふ現実の力と申しますか、体系と申しますか、そういうものを頭に置きながら考えなければいけない問題であらうと思ひます。私どもは日本の自衛隊の現状からいいますれば、方向としてはわかりましたけれども、現在の段階としてはさういふふうな統幕の強化といふことで進んでいくことが適當であらうといふふうに考へておる次第でございす。

○石橋(政)委員 今回の質問は、事務當局が答へるべき範疇に属しておるとは思ひないのです。やはり防衛の直接の責任者として総理大臣を補佐しておられます防衛庁長官として、現在の世界の国際情勢、軍事情勢その他いろいろ勘案した場合に、さういふことを一応御検討あつてしかるべきではないか、さう考へて、お考えになつたことがございすかといふことをお尋ねしたわけなんです。

○西村国務大臣 私さういふ石橋さんのような御意見につきましては、民間のそれぞれの見識ある方々からも時たま御進言があつたり、あるいはまた質問されたりすることもありますし、私自体も多少考へないことはないのではありません。しかし何しろただいま十年の歳月を経た私どもの目から見れば、国

土の守りとしてはまだ十分でない自衛隊でありまして、わが国の地形に應じてそれぞれ特殊な任務を持つており、片やミサイル開発に伴つて三軍共通に近代兵器化されていくのが世界の趨勢であり、わが国の守りとしてこの趨勢は当然取り入れるべきであるといふ観点から見ますと、将来におきましてはこの統合運用から制度的な統合といふものもやがてある時期においては、あるいは海空の問題においてあり得る場合もあるのではないと思ひますが、当面はさういふことについては現状の中から統合運用して作戦の効率化をはかり、与えられた器材あるいは装備、人員の中で最大限の能力を発揮するようにやるべきかといふのではないかと、さういふ意味から現状においての部隊の統合運用といふことを立案し、御審議を願つておる次第でございす。

○石橋(政)委員 統合幕僚会議の議長は権限を強化する、さうして作戦指揮系統を流線化して、有事即応の体制を整えるといふことなんでしょうが、日本の自衛隊の場合、もう一つ考へておかなければならない面があるわけなんです。それは何かといふと、米軍との連携といふことを考へずして、いくらか自衛隊だけの組織をいじくり回してみても、私は有事即応の体制がとれたとは言えないと思ふ。この間私どもの質問に対して、ミサイルの攻撃に對してはお手上げだと御説明がございす。さういふ場合にはすべからず米軍の力を仰ぐのだ。日本の自衛隊は内野守備であつて、外野守備は一切アメリカにお頼みするのだといふことを言つておられますが、さういふ点から考へ

てみて、内野と外野との連携、それから監督は一体だれなのか、こういうところがはっきりしておかなければ、いくら統幕ばかり強化してみたところで、この連携が悪ければ戦いは明らかに敗北になることはわかり切っているのをごさいます。この面はいろいろふうに検討されており、どういふ体制がとられておるのか、ここを一つ御説明願いたい。

○西村国務大臣 石橋さんの御質問は、安全保障体制の問題と申します。安全保障体制の基本的な運用につきましては、私と外務大臣、それからハワイの極東司令官と在日大使との間で運用されておる御存じの通りの安全保障協議委員会というものがござります。

昨年開きまして、大使もかわりましたので、私もライシャワー新大使が見えましたならば、やがてなるべく近い適当な機会に、この四者のトップの会談を開くように外務大臣と相談中でござります。相手方に御依頼もしてみたい、こういう考えであります。これはあくまでも運用の基本的な問題でございまして、そのほかにおけるいざ、いろいろな事態の場合における共同行動あるいは共同作戦と申しますか、共同防衛につきましては、各幕僚あるいは統合幕僚会議議長におきまして、時々適切ないろいろな打ち合せ等はおこなっておるわけでありまして。

○石橋(政)委員 安全保障協議委員会のことをおっしゃったのであります。これは新安保が効力を持つて以来一回でも開かれたことがござりますか。

○西村国務大臣 昨年の九月八日、第一回の会合を持っております。その後

におきまして選挙、政変等がございまして、また大使の更迭もございましてから、今日まで持っておりません。それで新大使が着任したならば、相手方の都合等も考慮した上で持ちたいと、内々外務大臣と相談中でござります。おそろく従ってこれは実現できる、こう考えております。

○石橋(政)委員 この安全保障協議委員会は、もつと高い立場のいわば政治的な分野に属すると思われる面を論議する場だと思ふ。今私がお尋ねしておるのは、この軍事行動の面、統幕の強化に見合った日米の軍事提携といひますか、いわゆる有事即応の体制をどういう形でできちんと形づくっておるのかというところをお尋ねしておるわけ

です。一つの例として今度防空演習が行なわれます。大演習が行なわれる。これは米軍がやはり入ってくるわけだ、ございますけれども、日本の空の守りというところを一つ考えてみて、米軍の応援なくしてはどうにもならぬ。これはあなた方直にお認めになっておる。そうしますと自衛隊と米軍との連携が平時においてはいろいろいふに組まれて、しつかりと一つに体系づけられて、指揮命令のもとに一体になって行動ができるようになっておるのか。

またいざというときにはどういふふうな組織になって、一本の指令のもとに両軍が行動をとるにできるような組織になっておるのか、その辺はつきりしてなければ、幾ら日本の自衛隊の統幕強化だけやってみたところで、完全なものではないのじゃないか、こうお尋ねしておるわけ

です。○加藤政府委員 この点につきまして、これも前々から御答弁申し上げて

おりますが、今私が考えておりますところは、日本の自衛隊と日本におります米軍とは相互に密接な連絡をとるならば、場合によりましては司令部を同じところに置くというふうなこともあり得るかと思ひますが、とにかく密接な連絡をとりながら、共同の任務に向かつて責任を尽くす。統一した、単一の司令部のようなものを作るというふうなことは考えておりません。そういうことでやういふことという

こと。○石橋(政)委員 御指摘にならうなところへどんびりといひかぬかと思ひますが、やはり日本側の方でも行動の能率を上げる上におきましては私は益するところがある、米軍との連携もより有効にとり得る面もあるであらうというふうに考えておるわけ

でございます。○石橋(政)委員 どうも直接軍事面に携わっておられる方の答弁とは受け取れないのです。そんなことで戦いができるなどともお考えになつておるとは思へません。先ほど私も申し上げました防空演習、これなんかの面でどういふシステムになつておるのですか。敵襲だといったような場合、どこかの機関で受けて、どういふふうな形で命令が流れていって、日本の航空軍が出発し、アメリカの在日米空軍が出発していくのですか。

○加藤政府委員 防空のことについてお尋ねがございましたので具体的に申し上げますと、レーダー・サイトは、これは前に申し上げております通り、全部日本側に返還になっております。そこで日本側の方が二十四時間レー

ダー・サイトを運営いたしました、日本の領空を侵す飛行機でもありますれば、監視しておるわけでございます。そのレーダー・サイトの上にA D D C、防空管制所と申しますが、そこが上部機関としてございまして、これが各航空軍及び方面航空隊と連絡をしております。その上にA D C C、防空統制所と申しますものがござります。これがやはり方面航空隊と直結しておるの

でございます。そして府中に中央の機関がある。そこにはわれわれの方の航空総隊の司令部がある。こういうふうになつております。

そこで、さらに敵襲がある。どこかの国籍不明機でも入ってきたというところになりますと、その系統を追ひまして上部の方に伝達をされます。その伝達を受けまして、わが方はわが方であつて、これに

対応する系統を通じてスクランブルを命ずるわけでありまして、もし米軍が発動する場合におきましては、府中の米軍の方からその系統を通じて米軍機にスクランブルを命ずる。その場合、わが方の司令部と米軍の司令部との間には密接なる連絡を保つてやうに、こういうこと

でございます。○石橋(政)委員 密接なる連絡を保つていく組織というものを私はお尋ねしているわけなんです。特に一分、一秒を争う防空というふうな場合に、それがよほどうまくいってなければ意味ないわけなんです。そういう組織がうまくいっているのかどうか、またなぜそういう最高司令部が現実にあるにもかかわらず、ないようになつておるか。そういうところでござらうか。

○加藤政府委員 これは私どもとい

しましては、現在のところ、そういうふうなやり方で日米共同して防衛に当たるといふ建前をとりましますことの方が適當である、こういう判断でござります。

○石橋(政)委員 内部の問題としてみれば、陸海空軍といふものが従来のように割拠しておつたのではどうも工合が悪い、だから統幕をこの際強化するのだと言つておきながら、いざそれがアメリカとの関係になると、今度は全然別個のものとしておつても一つも差しかえないようなことをおっしゃ

る。私はこれはつじつまが合わないと思ひます。しかしこれはほかの方々も御質問になりましたし、私ほかに質問がありますから次に移ります。

今度統合幕僚学校というのでございまして、これが統幕の直接管理に服することになつておるようですが、これは従来の陸海空の各幹部学校を一本にした構想のものなんですか。

○小幡政府委員 お答えいたします。統合幕僚学校は従来の幹部学校とは別に作るものでござります。従来の幹部学校は、御承知のように陸で申しますと連隊長教育の指揮幕僚課程、それから高級課程といひまして、方面隊の幕僚、さらに高級の指揮官を養成します高級課程、この二つでござります。その中間にこの統合幕僚学校が位置するといふ格好になりまして、場所は市ヶ谷の同じ建物の中に作りますが、学校といひましては別のかまえてござります。

○石橋(政)委員 幹部学校はどことが管理しているのですか。

○小幡政府委員 幹部学校は各幕僚部が管理しております。

○石橋(政)委員 教育局は幹部学校に
ついてはタッチしているわけですか。
新しくできる統合幕僚学校については
全然ノー・タッチのようですが、これ
はどういうわけですか。

○小幡政府委員 ちよつと前言を補則
いたしますと、幹部学校は長官直轄の
学校になります。幕僚長を介しまし
て長官が直轄いたします。統合幕僚学
校は統幕に移されますので、統幕長の
方でこれを管理するという事になっ
ております。もちろん教育局は統幕学
校につきましても基本的な構想、ある
いは予算といったものにつきまして
は、長官を介してこれに関与するとい
うことは、教育の基本に関する事項と
いうことが条文に書いてありますので
、この条文に基づきまして統合幕僚
学校につきましても、同じようにその
基本に参加することにはいたしたいと
思っております。

○石橋(政)委員 それから各幕の内
組織についてふに落ちない点が出てき
たのですが、陸幕、海幕、空幕の内部
組織が違ふのです。海と空は同じよう
です。部があり、部の下に課があつ
て、部長は各幕僚長の命を受け、課長
は部長の命を受け、それぞれ部または
課を掌理するという組織になつてい
る。部があり、部の下に課があるの
よりであり、陸幕だけは六部十
四課があつて、部の下に課があるの
ではない。各部長、各課長がそれぞれ陸
上幕僚長に対して責任を負つており、
相互の連絡はとつていく、こういうこ
とになつていようですが、なぜこん
なふうに分けていふのですか。私はど
こかに無理があると思う。こつちのシ
ステムはよろしい、こつちのシステム
はよろしい、こつちのシステムは
よろしい、こつちのシステムは

ずはないと思ひます。どつちかに無理
があるのではないかという感じを受け
ていふのであります。いまだに放置し
ていふところを見ると理屈もあろうか
と思ひますが、これはどうい
うわけですか。

○加藤政府委員 御指摘の通り陸上幕
僚監部と海上及び航空幕僚監部とは、
内部の組織において違つた点がある
と見えます。これはやはり外国の軍隊を見ま
しても、陸海空の特性に応じて、
必ずしも同じような組織、編成をとな
せているとは私も思つておりませ
ん。わが国の自衛隊についてかように
違つておられます。陸上自衛隊に
つきましてはいろいろな兵科と申しま
すか、職種が多々ありますことか
らして、当初から米陸軍の編成組織に
ならいまして、一般幕僚という制度と
特別幕僚という制度を設けて運営をし
て参つておるのであります。一部から
五部までが一般幕僚という考へであ
ります。いろいろな職種を統括したすべ
ての問題について幕僚長なりあるいは
方面総監、管区総監を補佐する。特別
幕僚というものはそれぞれ特別の問題
につきまして総監とか幕僚長を補佐す
る。その間の調整は一般幕僚がやる
といふことではあります。これは長い間
やつてみまして、やはりいい点もあ
りますし悪い点もあります。また海上及
び航空の方でも陸のようない般幕僚、
特別幕僚というような制度をとる方が
いいじゃないかという意見もございま
す。できれば同じような考へ方で通す
ことがいいかとも思ひますけれども、
この辺のところはよく実情に合うよう
に慎重に研究して、さらに改正すべ
き点は改正していきたいと思ひます。

○石橋(政)委員 いいものが二つある
わけはないと思ひます。やはりどちら
かがベターだと思ふ。そういう各幕の
組織の問題についてすら、そういう違
いがあるという事は、こちらの方が
いいという線を出して、内局がやはり
指導していくべきではないかと思ひま
す。遠慮しているのか、それだけの力
がないのか知りませんが、いまだに
だに放置しておくという事は、決し
ていいことではないと思ひます。いい方
の組織に右へならせさせていくという考
へでいくべきではないかと思ひます。
ちよつと話が横道にそれますけれど
も、長い間私たちが調達庁の将来とい
うものをどうするかという事を大臣
に伺つて参りました。最近新聞報道な
どにもちらちら出始めたのでございま
すが、どうにか何らかの芽ばえ、動き
が出てきておるようではあります。現
に防衛庁と調達庁の間に両庁連絡協
会というものが持たれておるようでは
ありますが、今まで話し合ひの中で調
達庁をどういふふうにしようとしてお
るのか、どの辺まで固まつておるの
か、この点をお伺ひしたいわけでは
ありません。今報道されておるところに
よると、防衛庁の中の建設実施本部と調
達庁というものを一体にして、それし
て施設局というものを作ろう、あるい
は施設管理庁というよりなものを作ろ
うというふうな構想も発表されておる
ようではあります。この辺の一つ現在
までの話し合ひの内容をお聞かせ願ひ
たいと思ひます。

○西村国務大臣 まだ正式に庁議とし
て決定して行くまでの段階ではござい
ませんし、もちろんこれは将来きまり
ますれば国会で御審議願ひ前に政府全
体の意思をきめ、同時に特に行政管理
庁という特別な所轄の役所もございま
す。まだそこまで行つていない段階で
ございせんが、考へ方といたしまして
は私は、石橋委員の言われるように
調達庁と防衛庁というものを一体にし
て、より以上一になるべきであるとい
う構想を基本に置きまして、その中
で施設関係あるいは建設関係といった
ようなことが効率的にいくべきに考
へつつ、かたわらさらにそこに勤める
職員が安定しながらしつかり仕事が
できる、そういう二つの面を考へ、しか
も国全体の行政に対して効率的になる、
そういうふうな構想のもとに、私とし
ましてはこれをぜんぜん日を送るの
ではなく、できるだけ早く結論を出し、
また関係方面とも十分その意思を交換
し政府の態度をきめたい、こういうこ
とでございまして。なお細部、経過等
につきまして、固まつてはいないのであ
りますが、事務当局で多少意見を交換
している点が、必要でございまして
答弁するつもりでございまして。

○石橋(政)委員 それでは私から具
体的にお尋ねをしたいと思ひます。今
までのいろいろこの両庁協議会の中で話
し合ひをされたことを漏れ承ります
と、今直ちにこの両庁を一つの役所に
統合してしまふという考へ方には問題
がある、何年間の年次計画で一体化
をはかつていくべきじゃないかとい
う考へ方が支配的であるように聞い
ておりますが、この点はいかにか
それからさしあたり漁業補償の問題、
騒音対策その他の特損事項の問題、こ
ういふものを防衛庁から調達庁へ移
して、このような仕事に關しては従
来調達庁と防衛庁が別々にやつてお

ものを調達庁一本でやつていく、そ
の次には土地の取得、管理まで移
すべきだといふようなところまで、話
が大体固まつておるという事を聞
ておるわけですが、その辺まで話
んでおるかどうか、この点を伺つて
おきたい。

○加藤政府委員 細部のことでござ
いますから、私からお答えいたします。
調達庁と防衛庁との機構の改革の問題
につきましてはまた検討中の段階で
ございまして、なるべく早い機会に結
論を得たいと思ひますけれども、た
だいまのところでは具体的にどうな
るといふところまでは、何とも申し
上げかねることを御了承願ひたいと思
ひます。考へ方といたしましては、現
在調達庁がやつておられますことは、
業務の問題が一つあるわけではあり
ます。それから施設の提供の仕事、こ
れに伴う補償の問題、騒音対策の問題
があるものであります。防衛庁の方で
これを申し上げてみますと、業務の問
題はさしあたり直接対応するよう
なものがございせん。用地の取得関係
は、これは建設本部でやつておる。
補償の問題とか騒音の問題とかにつ
きましては、主として各幕僚監部で
やつておるのであります。補償の問題
につきましても、これは各幕僚監部
からはずしまして、建設本部なり調
達庁なりに移すことがいいか悪い
かといふ具体的な問題につきまして
、今検討しておるところでございま
す。それから年次を追つてやること
も、確かに私は一つの家であると思
ひます。内部にもそういう意見も
ございましてはまたここで具

体的に申し上げる段階に達しておらないわけでございます。

○石橋(政)委員 それではおいおい検討を急いでいただいて、調達庁の将来問題に真剣に取り組んでいただきたいと思います。この問題はまた今後とも一つお尋ねをしていきたいと思ひます。

次に問題を移しまして、私少しお尋ねをしてみたいと思ひます。先ほど引用いたしました「政府の憲」を読んでみますと、長官は日本の防衛庁、自衛隊というものは自主性を十分に持つてゐる、決してアメリカに隷属するものではないといふことを強調しておられるようです。この中で「私は防衛庁長官になつたらアメリカのマッカーサー大使にでもあいさつに行くのかなと思つたら、向こうからちゃんと来ます」といふようなことを述べて、自主性のあるところを大いに強調しておられるのであります。しかし長官が長官になつた最初の日にあいさつに行くのかなと思つたところが実際のところなんです、向こうからあいさつに来たといふのは、私は単なる形式だと思ひます。長官自身が長官になるまでそう思つておつたのですから、これくらい確実なことはいないわけでは、私はきよにはそれと立証してみたいと思ひます。国民の生活の面でも非常に関連のある問題でございます。こういう事件を一つ検討してみますと、どうもほんとに日本と政府といふものは、アメリカに対して自主性がないのじゃないかといふ感じが強く受けるわけなんです。それからもう一つ私は結論的に感じますことは、新しい安保条約、新しい地位協定といふものは、旧安保

条約、旧行政協定に比べて格段よくなつたのだ、特に日本側の自主性が確保されたのだといふことを保守党の方々、それから皆さん方政府の人たちは強調されておられるのですが、それもどうもまかしじやないかといふ感じが非常に受けております。一つ一つお尋ねしていきますと結論を大臣にお尋ねしますから、質疑を聞いておいていただきたいと思ひます。

それはどういふことかといふと、私が具体的な例としてあげるのは佐世保港の施設及び区域の問題なんです。これは言うまでもなく岡崎・ラスク交換公文によつて、暫定使用を認めておつたところであります。いわば日本側としては米軍に正式に提供しておつた。旧行政協定の規定に基づいて合同委員会で見解が一致を見て提供した地域じゃない。暫定使用地域だつたわけなんです。それが新しい地位協定になつても、暫々と米軍のもとに提供されたやうな形がとられており、やかましい制限を日本の国民に加えてきておる。どうもふに落ちないといふのが地元民の意向なんです。私は一つこの問題をどうも、暫くお伺いをしてみたいと思ひますが、現在この佐世保港、岡崎・ラスク交換公文によつて使われておつた佐世保港が、新しい条約、協定のもとにおいても依然として使われておる法律上の根拠は一体何かといふことを、まず政府側にお尋ねしたいと思ひます。

○丸山政府委員 佐世保の港は、佐世保市内には十一カ所の施設、区域がございますが、そのうちの佐世保海軍施設、このうちに含まれたところの施設、区域になつております。従いまして施設、区域として米軍に使用されて

おるのでございます。

○石橋(政)委員 私は法律的な根拠をお尋ねしているわけなんです。いかなる法的な根拠に基づいて米軍は佐世保の港を使つてゐるのですか。

○丸山政府委員 地位協定の二条でございます。行政協定の時代におきましては、お話をいたしましたように岡崎・ラスク交換公文による保留施設といふことで、その使用内容に關しましては従前の例に従ひ、このようになつて然る規定をもつて占領時代の使用状況を逐次参りました。平和条約発効後、鋭意この問題につきまして協議検討を遂げまして、たしか三十四年の末と思ひますが、この使用の態様を明確にいたしました。従ひまして新しい地位協定におきましては、それに引き続きまして、ただいま施設、区域の一部とされておるものでございまして、その根拠は地位協定の二条一項の(b)によるものであります。

○石橋(政)委員 そんなばかなことは私はないと思ひます。(b)項で認められてゐるのだといふが、試みに新しい地位協定の二条の(b)項といふのを讀んでみますと、「合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基づき行政協定の終了の時に使用してゐる施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従つて合意した施設及び区域とみなす。」といふ規定で、第二條の1の(a)は、新しい地位協定によつても、施設及び区域の提供はあくまで合同委員会を通じて両政府が意見の一致を見なくてはならぬといふのが原則としてゐるわけなんです。これは旧協定の二条と同じであります。その(b)として、暫定切りかえ措置として、今

まで米軍が旧行政協定によつて認められても現に使用してゐるものは、新しい地位協定に基づく合同委員会にあらためてかけなくてはよろしいといふうな解釈をとるべきじゃないか。そうしなければ、岡崎・ラスク交換公文で暫定的に使用しておつた地域までがこの(b)項に入らぬといふのは、明らかに改悪じゃありませんか。この地域については、旧合同委員会においても、新地位協定による合同委員会においても、両国政府の意見の一致を見ないままに、するするつと米軍の使用を認めさせてしまふ。こんなべらぼうなことがどうして認められますか。私はこれは根拠にならないと思ひます。この(b)といふところの、旧行政協定の終了のときに使用してゐる施設及び区域は、あくまでも旧行政協定に基づいて合同委員会で見解が一致して、正式に米軍に提供されてゐるもの、それは新しい地位協定によつてあらためて合同委員会にかけなくともよろしいといふ解釈をとるのが當然だ、こう考へておりますが、いかがですか。

○丸山政府委員 岡崎・ラスク協定に基づいてゐる保留施設といふものは、平和条約発効當時にたしか五十ほどあつたと思ひます。これをその後アメリカ側と鋭意折衝いたしまして、日本側に返還すべきものは返還させる、使用するのは明確な使用条件を付する、こういう方針のもとに、平和条約以後折衝をいたしてきまして、逐次このやうなものがなくなつて参り、たしか昨年の初めごろには十カ所に縮まつておると思ひます。このうちで、今の佐世保の問題につきましては、先ほど申し上げたと思ひますが、従来

のいわゆる岡崎・ラスク協定によるところの保留施設時代のものは、占領時代のそのままで、地域内におけるところの使用条件、制限が何ら明確になつておらなかつた。いわば米軍が一般的に、旧占領軍時代と同じように、これは自分の専用、絶対的な地域のごときもの、つまり漁業制限の告示にも当初ありましたように、従前の使用方法による、このやうなことできたわけなんです。これを先ほど申し上げましたやうな方針のもとに検討を加へ、折衝を續けて、たしか三十四年の末と思ひますが、地域的にいへば内港と称される分は、この地域線を結ぶ北及び西の部分であつて、これは常時漁業を制限する。また外港といふ外れる部分がありまして、ただしその外に於けるこれらの地域については、艦船の停泊地、あるいはその沿岸に米軍の施設があるものから九十二メートルの範囲内においてはやはり漁業を制限する、このやうな使用態様に関する協定を遂げまして、そうして岡崎・ラスクの保留施設に基づくやうなものでない。日本側とアメリカ側とが合同委員会を通じて一つのはつきりしたものにいたしましたので、そうして地位協定に移りかへたわけでございます。

○石橋(政)委員 昨年の安保条約の審議の際に、行政協定の問題には一言半句も及ばないうちに強引に押し切つたので、こういう問題が出てくるわけでありまして。第一、岡崎・ラスク交換公文といふもの自体に問題があるんですよ。私から言ふまでもなく、平和条約の第六條(c)項には何と書いてあるか。講和発効に伴つて九十日以内に日本政府に返還しなければならぬといふこ

とが規定されております。もちろん「相互の合意によって別段の取極が行われない限り」というたし書きはついておりますけれども、原則はあくまでも九十日以内に日本国政府に米軍はこういふ施設、区域を返還するということです。その例外中の例外規定として岡崎・ラスク交換公文というものが出ておるわけでありまして、一体この例外の暫定規定を八年間も放置しておくというようなことが認められますか。そんな暫定がありますか。国際法上許されますか。試みにこの岡崎・ラスク交換公文を思い出していただきたいのです。何と書いてあるか。「合衆国軍隊による施設及び区域の使用が、それぞれの政府が日本国との平和条約、安全保障条約及び行政協定に基いて有する権利を条件として、両政府間の合意に基かなければならないと陳述されました。」こう確認しております。あくまでも施設の提供は、日米両国政府の合意に基づかなければならないというところがまず確認されております。そしてその次に「合衆国政府は、この取極をできるだけすみやかに完成させるための協議が緊急に行われるべきものであることに両政府の意見が一致していることを信じます。」いいですか。この米軍に提供すべき施設及び区域を取りまとめるために、緊急に協議が持たれるように意見が一致したと書いてある。それを八年間も放置されておって、一体緊急ということが言えますか。これにも特例があります。「遅延がたい遅延が生ずることがあるかもしれない。」というところが書いてありますけれども、この九十日の間に佐世保の港の問題などは提案もされておらない

じゃないですか。私はここに問題があると思ひます。この岡崎・ラスク交換公文の原則から言っても、なるべく早い機会に提供を承認するか、あるいは返還してもらうか、結論をつけなければならぬという大原則がある。これはなるべく早くその結論を出さなくてはならぬという大原則であるはずですから。それが八年間も放置されておるのだから言つて、国際法上からもこの岡崎・ラスク交換公文なんというものは、すでに旧条約のもとにおいて消滅すべきものだと思ひます。

いま一つは「遅延がたい遅延」の中に、この佐世保の問題などが入るかどうか。この猶予期間九十日の間に、米軍は絶対に使わせてくれ、日本側はそれは全部制限されては困る、そういう提案が相互になされて、真剣に論議がなされておりますが、一回だつて提案されておらないじゃありませんか。何をされて遅延がたい遅延と認めるわけですか。こういうところからいって、岡崎・ラスク交換公文自体が国際法を踏みにじるところの違法なものになつておる。そういう違法なもの認められて、日米両国政府の承認を得ないままに、新しい地位協定のものにおいて使用する和使用を認めてしまふ。今度は合法的に認めさせてしまふやうなことを、できやうはずがないと考へておられます。

もつといい例がありますから、お尋ねしましよ。これは法務省の刑事局長が来ておられると思ひますからお尋ねしますけれども、この岡崎・ラスク交換公文によつて米軍に暫定使用を認めておつた地域、この中において刑罰法の適用がございしましたか。

○竹内政府委員 その場合には、刑罰法第二条の適用は解釈上疑義がありま

すので、適用いたした実例はございせん。

○石橋(政)委員 明らかに適用されていない。そうすると今新しい地位協定によつて第二条の(ハ)で提供したのだなんというのを、外務省や調達庁は言つておりますけれども、そうすると今度は、従来岡崎・ラスク交換公文時代には刑罰法の適用はしなかつたけれども、新しい地位協定になつてからは適用するといふ見解に立つわけですか。

○竹内政府委員 新法のもとにおきましては、一般抽象的に申しますと、適用を見ることになつております。しかしながら具体的に申しますと、刑罰法第二条の解釈上、その区域が明確になつていなければならぬことは当然でございまして、さらにまたその区域に立ち入ることが禁止されておるというところが明らかになつておらなければ、刑罰法第二条の適用を見ることはできないわけでありまして。

○石橋(政)委員 ここに問題があるわけですね。少なくとも岡崎・ラスク交換公文によつて使用されておつた時代においては、法務省は正式にアメリカに提供された施設及び区域とは認められないといふ見解の上に立つて、刑罰法の適用を除外しておりました。適用されないものだと申しておりました。米軍の使用は、いわゆる法律的に根拠がないのだ、そういう解釈を法務省はとつておる。そういう地域を法務省はと新地位協定によつて、今度は正式の提供施設としてみなすといふことが一体許されますか。明らかに改悪じゃないですか。いかがです。

○丸山政府委員 石橋委員のお説によれば、岡崎・ラスクのそれによる保留施設をそのまま日本側が検討を加えず使用させて、正規の協議を経ずしてそのままに捨て置いて、それが新しい地位協定によつて引き継いだ、このような御立論が今のような御発言だと思ひますが、私が先ほど申しました通り五十の保留施設、これを鋭意検討を加へ、米側と折衝をしまして、正規なものにすべきものはする、解除させるべきものはさせる、条件を変更させるべきものはさせる、このような努力をいたして参つたものでございまして。なるほど八年間も五十ばかりのものを片づけるのにかかつておるのは、そもそも岡崎・ラスクの精神からいつても、条約の精神からいつてもおかしいという説はございまして、向こう側は占領時代でございまして、向こう側は占領時代と同じように、自分の全面的、専制的な使用方法を主張しておるものであります。こちらは、政府といたしまして、また地元の各種の利害関係を考慮しまして、こういう向こう側の主張を變更させる、このやうなむづかしい個所がございまして。従いましてその年数はかかりましたのでございましてけれども、今回新たに条約が改正になり、行政協定が地位協定になる。それまでにおきましては、これらのものをいづれもこちらの主張、向こうの主張を調整いたしまして、条件を付すべきものは付させる、使用条件を制限するものは制限する、あるいはその区域を縮めるものは縮める、このような処置をとりまして、これを正規の双方の合意といふものにした上で、そして初めてこの

新地位協定によりまして施設区域になつたものでございまして、決して占領時代のばく然と従前の使用方法によるという式なものでございまして、この佐世保のものも正規なものにした、このやうなものでございまして、このことを私はつけ加えておきます。

○石橋(政)委員 そんなことを言つても、それは日本政府の立場からいへば五十のものが十四に減つたではないかといふことが言えるかもしれないけれども、それでは残された佐世保の市民の立場から考へたならばどうなるか。日本の法務省は、これは条約上、法律上、両国政府の正規の取りきめに基づかすして米軍が勝手に使つておるというところから、これは法的根拠が全然ないのだ、こういう見解をとつておる。ところがアメリカの側からいへば、おれたちが出した規則をなぜ守らぬか、取り締まれ、逮捕しろ、こゝろいつてどんどん逮捕して送つておるではありませんか。そのたびに地検は、法的根拠がないからといつてこれを釈放しておるのです。どえらい人たちが大へんな迷惑をこうむつておる。現実にはそういう検査された人たちがたゞではございせん。船でそこを通りかかった人も、魚をとりにかかった人も、みな違法な米軍のそういう横車のもとにおいて、大へんな迷惑を八年間も受けてきているのです。それを今になつて新地位協定のものにおいて合法的なりと認めたのは事実じゃありませんか。これは大へんな問題ですよ。すなわち法務省も海上保安庁も、何ら法的根拠に基づいて米軍が使つておるのではないといふ見解をとつておきなが

保体制に反対とか賛成とかいう立場を離れまして、私はそれは困難な問題はあるかと思ひます。いんやわが国のような、比較的人口が多くて国土が狭いところでは、そういう問題は起りやすい。しかしながら私どもとしては、国策として安保体制、共同防衛、基地提供ということも、一つ国際信義の上から当然やつて参らなければならぬ大事な仕事でございます。従つてこの問題は、ケース・バイ・ケースによつて具体的に解決をしていかなければならぬ。従つてまだほかにも問題がいろいろありますが、私の知つておる範囲におきましては、できるだけその調節点を発見して参りたい。一面におきましては、国際信義の上から与えるものは与え、サービスマンすべきものははつきりサービスマン。そのかわり返していただくものは返していただくという態度を基本的に堅持していくことによつて、当然自主性は保持できる。御存じの通り石橋さんも苦勞されました駐留軍務のことしの一月のベース・アップの問題でも、非常に難航いたしました。しかしながら私みずからが、率直に申し上げますと駐留軍最高司令官と、二日間わたつて交渉したのは御存じの通りです。決してあの段階においては、日本が卑屈な態度で、あるいは私が自主性を失つてやつたものはありません。対等でお互いの利益の調節点を発見して、一応解決はしたのであります。従つてこの問題は、個々具体的なケースによつて私は解決をしていかなければならないと思ひます。こういふ面から、ただいま私もこの席を通して、初めて佐世保の問題の一応の経過は承りました。従つて私とい

たしましても、調達庁長官以下にぜひがんばつてもらつて、実際の調節点はどこで発見するかは、やはり今後も努力はして参りたいと思ひます。しかしながら一つお願いし、御了解を得たいことは、石橋さんには石橋さんの、あるいはまた党には党のそれぞれの立場がございまして、基地提供はやはり一つの国策としての義務であるという面、それから市民の權益を害するといふ面との調節点には、お互いにそこで譲り合つていかなければいけないのであります。ただおれのところは困るから追つ払え、これだけではこういう問題は一切解決しない。そこで私も非常に困難を承知しながら、真剣に考へていく。そのかわり權益を害されやすい、あるいは害される立場の人に対しては、国家として補償するなり、また私賠償になりましてから、基地の問題は前向きに——単に跡合にはそれだけの環境改善を積極的に行うように、これは単に防衛庁、調達庁の仕事ではございせん。たとえば水産問題であれば、当然農林省がやはり相当な責任を持つてこれに対して考へていく、こういうような措置をとりたい。従つて近く基地関係の閣僚の協議会等も設けるように、私は準備を進めておる段階でございします。

○石橋(政)委員 ケース・バイ・ケースとおっしゃいますけれども、私は佐世保の港といふものを一つの具体的な例としてあげていろいろお尋ねをしたわけですが、現に八年間、米軍の要求は不当なりといふ立場に立つて、日本政府はがんばつてきておるといふはつきりした証拠があるじゃありませんか。

それをするするとアメリカの横車に押されて屈してしまつておるといふことを私は指摘しているのですよ。今までの日本側の主張が正しいと思へばこそ、がんばつてきたわけでしょう。アメリカの要求が不当なりと思へばこそ、がんばつてきたわけでしょう。そういう態度をなぜ堅持なさらなかったかといふことを申し上げておる。今度の安保条約、新しい地位協定がより日本の自主性を確保したのだとおっしゃるか。前ががんばれたことが今度はどうしてがんばれなかったのですかといふことを御指摘申し上げておるわけですが、何度も申し上げておるうちに、少しも使つてないのです。アメリカの艦船の出入といふものは非常に少なくなつております。三十五のブイはほとんどがらあきなんです。それもなおかつ確保しておこうといふ、そういう方法が不当だとあなた方も考へになつたから、今までがんばつてきたはずですが、そういう実情にあることをはつきり把握して、あなたの方の立場からいつたつて方法はあると思ふ。不当な要求ではなしに、ほんの一部の制限水域を設けることによって、アメリカ側にも迷惑をかけない方法がある。そういう方法をとつて、両々相持つた結論を早くに出すように御努力をする意思がございましょうかといふことをお尋ねして

○丸山政府委員 繰り返すようでありますが、占領時代のばく然たる占用権といふものを米軍に与えて、それをずるずるそのまま今度の新しい協定で正式のものにしたといふものではなかつて、私どもはあくまで米軍の要求の事

項と地元の水産等の利害との調節点を求めていく。そして先ほど申しましたような態様の制限ということにしたつもりなのでございします。しかしながら今の実情におきまして米軍はそれほどの必要がないのだ、にもかかわらず確保しているような状況、あるいはこちらにはこんなヴァイタルな必要性が地元にある、この点は米軍に譲らして、何ら米軍に対して支障を与へる事態ではない、このような実情のほゞ具體的なものがあるといふことであります。この実情をよく調査いたしました後、これを加へまして、米軍と折衝して直すべきものは直していき、このように私は考へておる次第でございします。

○石橋(政)委員 今まで岡崎・ラスク交換公文といふものによつて暫定的に使用しておつたときにおいてすら、なかなかアメリカはがんとして聞かなかつた。新しい地位協定によつて一応合法といふような形の装ひをしてしまつたら、ますます話はしにくくなつたのじゃないか、そういう感じを私は受けるわけです。だからこれは単に調達庁あたりが事務的な段階で、一生懸命やりまうと言つて片づく問題じゃない。暫定措置使用の場合においてすら片づかなかつた。ますます向こうは横車を押しやすい情勢を作つておいてが

んばりますと言つても、これはもつと大きな背景がなければだめだと思ひます。だから私は防衛庁長官に閣僚としてお尋ねしているわけです。こういう理不尽な不合理な横車をずるずると認めさせてはいけません。現に話し合ひは始まつているのですから、今度こそまた前の二の舞をしないように、前は

八年間引き回されたのです。今度はもっとやりにくい、かもしれませんか、いわゆる内閣とあなた方がしつかりとされて、そして早急にそういう理不尽をされないように、事務当局ががんばつておるのだから、それをバック・アップして、やりやすいような態勢をおとりになつていくお気持がございしますかどうかとお尋ねしているわけ

○西村国務大臣 私は基地の実際の状況はこれから勉強いたさねばならぬと思ひます。といふことは、たゞさんの基地にはいろいろな同じような問題もあつた。従つて基地対策といふものは、基本的にはさつき申し上げた通りの態度で参りたい。従つてこの場合におきましては、地元の利益なりその他と米軍の要求なりを調節するといふことは、今後も検討はしていかなければならぬと思ひます。

ただ、もちろんこの米軍の基地にはもう一つ問題がございします。米軍の基地と同時に、それを自衛隊が将来使つていくかどうかといふ問題もからんで参るのであります。国の守りでありまして以上は……旧軍港地帯平和都市転換法といふものが一つございしますが、私はこの平和都市転換法一つだけで問題を処理していくことは、疑問に思つておる閣僚の一人であります。将来の日本の海軍基地のあり方といふものにつきましても、もう少し筋を通しつつ米軍と折衝しながら、しかも土地の発展を考慮していく。三者が一致するところで問題を解決していきたい。ただ何でも米軍から返してもらつてほかの目的に使うといふことが、はたして国全体の利益であるかどうかの点も考慮

しなければならぬ。こういう点も軍港については一つひそんでいるので、この点も御了承願いたいと思うのであります。

○石橋(政)委員 いろいろとおっしゃいますけれども、とにかく事務当局が今までがんばってきた、そういう態度をささえるという気持が政治家として大臣におありなのかどうか、この一言だけ承りたい。

○西村国務大臣 事務当局のやうて参りましたことが、私大臣としての所信と合致いたしますれば、十分これをささえるつもりでございます。

○石橋(政)委員 それはあたりまえのことです。合致しないようなことを事務当局はやってゐるのですか。

それで私が先ほどからお尋ねしてゐるような問答を聞いておつて、大臣は大臣としての一つの結論をお持ちになつたと思ふのです。佐世保の港というもののについて、日米両国政府の間でいろいろとやりとりがあつた。今初めて正式の議題になつて、最後の結論を得ようとしてゐる。ところが日本側の立場としてみればどうも不利になつてきてゐる。だから事務当局にまかしておつたのでは、今までの日本側の主張がずつと後退するやうなおそれが多分出てきてゐる。そういうことにならぬやうに、正しいことはあくまでこれをささえていくというお気持がありますかとお伺ひしてゐるわけです。

○西村国務大臣 その正しいということが抽象的でございます、実際に合はしてどういふところで正しいといふことの線を引きか、問題であると思ひます。しかしそういう気持でいくことは石橋さんのおっしゃる通り、事務当局が従来やつてきたことをよく検討いたしまして、さつきから申し上げましたやうな考え方を基本にいたして、これは処置して参りたい、こういう考えでございます。

○石橋(政)委員 それではこの問題を終わります。外務省、法務省の方、どうも御苦労までございました。

最後に一つ防衛庁にお尋ねしておきたい。これは最近の新聞に出ておる記事でございますけれども、防衛庁の中にも創価学会が多分に入つてきて、非常に困つておるといふ記事が出ておるわけなんです。特にここで問題になつておるのは、陸上自衛隊の第三管区、今津駐屯部隊、ここで問題になつたといふやうな記事になつておりますが、この創価学会の隊内における活動状況とこれに対する対策、方針、こういうものをお伺ひしたい。

○西村国務大臣 私が創価学会に関係して一つ耳にいたしましたのは、防衛大学の校長との間も私話しましたときに、そういう問題はどうかと言つたら、大学の学生の中に一人創価学会の信者が受かつて採用になつた。しかしそれがいろいろな器物と申しますか、信心の対象等を持ち込んでいくといふことだけは、一つ話し合つて遠慮してもらつた。もちろん宗教は自由でございます。私の方は今、防衛大学の学生の場合、一つそういう話を聞いたのであります。校長はそういう態度で指導して、宗教の自由というものを、これは当然あれであります、隊務と申しますか、あるいは防衛庁の任務というものをこわす、こういうやうな影響までは宗教の自由というものをある程度遠慮していただく。宗教の自由と言

うと表現がまずうございますが、そういう本来の任務がありますし、また集團生活というものがございまして、そういうことで校長の防衛大学の一つの指導方針は納得したのでございます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

なお隊におきましてそういうやうな風潮がありますといふことは、私は今初めてお聞きするのであります。政府委員の方で聞いておられれば御説明いたします。

○石橋(政)委員 新聞記事に出ておるのは、今申し上げた滋賀県の今津駐屯部隊ですが、創価学会の細胞が組織されておつて、休暇をとつては会社に行つたり病院に行つて、いわゆる折伏をやつて回る、非常に支障を来たすのでいろいろと問題にしておるけれども、信仰の自由という問題もからんで、なかなかむずかしいというやうなことを隊の方でも述べておるやうなんです。事務当局としてはどういふ報告は全然聞いていない、従つて対策も今のところないといふことですか。

○小野政府委員 今非常に苦勞しておるといふやうなこまかい報告は聞いておりませんが、よく検討いたします。

○石橋(政)委員 これで終わります。

○草野委員長代理 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

内閣委員會議録第二十三号中正談
べし段 行 誤 正
四 末七民主協力 民生協力
三一 末九最から 最初から
四三 六お人柄のの お人柄の